

## 埼玉県産業技術総合センターの競争的研究費等にかかる内部監査実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「埼玉県産業技術総合センターにおける競争的研究費等の管理・運営に関する規程」(以下「規程」という。)に基づき、埼玉県産業技術総合センター(以下「センター」という。)における競争的研究費等に関する業務及び会計について、センターが自ら行う内部監査に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 内部監査は、センターの競争的研究費等に関する業務及び会計の状況について、合法性及び合理性の観点から診断及び検証することにより、その不正、誤謬及び脱漏を防止し、もってセンターにおける競争的研究費等の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (対象)

第3 本実施要領の対象となる競争的研究費等は、規程の適用を受ける競争的研究費等(以下「競争的研究費等」という。)とする。

### (監査区分)

第4 内部監査を以下のとおり区分する。

- (1) 科学研究費助成事業の通常監査(以下「科研費通常監査」という。)
- (2) 科学研究費助成事業の特別監査(以下「科研費特別監査」という。)
- (3) 科学研究費助成事業を除く競争的研究費等の監査(以下「一般監査」という。)
- (4) 不正が発生するリスクに対するリスクアプローチ監査(以下「リスクアプローチ監査」という。)
- (5) 競争的研究費等管理体制の検証(以下「機関監査」という。)

### (監査対象等)

第5 第4に定める各内部監査の対象は以下のとおりとする。

#### (1) 科研費通常監査

センターにおいて、科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は、研究種別、研究資金の規模、所属等を考慮して行う。

#### (2) 科研費特別監査

科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10%以上を対象として実施する。

#### (3) 一般監査

科学研究費助成事業を除く競争的研究費等を対象とする。

#### (4) リスクアプローチ監査

必要に応じて実施する。

#### (5) 機関監査

競争的研究費等の管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第6 第5の(1)から(3)に定める監査は年1回以上、第5の(4)及び(5)に定める監査は必要に応じて実施することとし、内部監査担当部署が行う。なお、一般監査においては、県の監査事務局が行う監査と連携してもよいものとする。監査方法は以下のとおりとする。

(1) 科研費通常監査

各種申請書、証憑等の書類確認により監査する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 科研費特別監査

各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品の納品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、監査担当部署が必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 一般監査

科研費通常監査に準じて行う。

(4) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を必要に応じて実施する。

- ①研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちを含めたヒアリング(目的、内容、交通手段、宿泊場所など)
- ②非常勤雇用者を対象とした勤務実態(勤務内容、勤務時間等)に関するヒアリング
- ③納品後の物品等(換金性の高い物品等)の現物確認
- ④予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

(5) 機関監査

各種書類確認に加え、必要に応じて競争的研究費等の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(結果報告)

第7 内部監査担当部署は、統括管理責任者を經由して文書により監査結果を最高管理責任者に報告するとともに、監事にもその情報を提供するものとする。

(結果に対する措置等)

第8 最高管理責任者は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、総括管理責任者及び研究代表者等に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に掲げる内容において不正の発生要因を把握したときは、速やかに不正防止推進部署に対して改善策を求めるものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該競争的研究費等の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項に掲げる場合においては、当該内容を任命権者に通知しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、研究代表者が所外の者である場合には、内部監査の結果等について情報

提供するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 28 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 10 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 11 日より施行する。